

2026年6月15日

各 位

会 社 名 ロート製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 瀬木 英俊
(コード番号 4527 東証プライム)
問合せ先責任者 取締役副社長 CFO 齊藤 雅也
(TEL. 06-6758-8223)

議決権行使助言会社 ISS 社の推奨レポートに対する当社見解について

当社は、2026年6月24日開催予定の第90回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）に上程される各議案に関し、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services Inc.（以下「ISS社」）が賛否推奨レポート（以下、「本レポート」）を発行したことを確認いたしました。その内容について、当社の見解を下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、本定時株主総会に関し、当社株主である AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC より第2号議案に係る株主提案を、当社株主である LONGCHAMP SICAV より第3号議案から第9号議案までに係る株主提案をそれぞれ受領しており、2026年5月13日付「株主提案に対する当社取締役会の意見について」においてお知らせしましたとおり、当社取締役会は、当該株主提案の全てに反対する旨を決議しております。

ISS社は、当社提案の第1号議案について賛成を推奨しており、また、株主提案の多くについても、当社取締役会の意見と同じく反対を推奨しております。加えて、ISS社は、本レポートにおいて、当社の売上成長率が同業他社中央値を大幅に上回り、国内同業他社との比較においても際立った成長を実現していること、また、営業利益率についても同業他社比で高い水準を維持していることを示しております。当社としては、当社取締役会の意見および当社のこれまでの実績について、ISS社にも概ねご賛同いただいたものと受け止めております。

もっとも、ISS社は、第4号議案「剰余金の配当等の決定機関に関する定款変更の件」および第6号議案「譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件」については、当社取締役会の意見とは異なり、賛成を推奨しております。

そこで、株主の皆様当社取締役会の考え方を改めてご理解いただくため、以下、第4号議案および第6号議案に関する当社の見解を補足してご説明いたします。

記

1. (株主提案) 第4号議案「剰余金の配当等の決定機関に関する定款変更の件」について

ISS社は、第4号議案について、株主が剰余金の配当等および自己株式取得に関して議決権を行使する機会を有することは株主にとって有益であるとして、賛成を推奨しております。

当社は、株主還元を重要な経営課題の一つと認識しており、株主・投資家の皆様との対話を通じていただくご意見を、資本政策および株主還元方針を検討するうえで重要な要素と位置付けております。

他方で、当社においては、剰余金の配当等は、単独の還元施策としてではなく、成長投資、財務規律および株主還元を含む資本配分全体の中で、一体として判断すべき事項であると考えております。当社は、2007年以降、会社法に基づき、剰余金の配当等について取締役会において決定する現在の枠組みを採用しており、その下において、株主・投資家の皆様の声を踏まえながら、安定的かつ継続的な株主還元を実施してまいりました。

実際に、当社は、2025年5月13日に公表した中長期成長戦略において、2025年から2030年までの6年間で800億円の株主還元を実施することとしております。また、配当性向30%以上およびDOE3.5%以上を目安とし、中長期的かつ安定的な還元の充実に取り組んでおり、2026年3月期については年間46円、22期連続増配を予定しております。

このように、現行の枠組みは、株主還元を軽視するものではなく、成長投資、財務規律および株主還元のバランスを踏まえ、取締役会が資本配分全体の中で機動的かつ総合的に判断するためのものです。当社としては、これまでの株主還元実績および資本政策の運用状況に照らしても、現時点において、現行の枠組みを変更する必要性はないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、第4号議案に反対いたします。

2. (株主提案) 第6号議案「譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件」について

ISS社は、第6号議案について、当該制度が対象取締役の株価パフォーマンスへの意識を高め、株主との利害の一致に資する可能性があるとして、賛成を推奨しております。

当社は、譲渡制限付株式報酬制度を含む株式報酬制度一般の意義を否定するものではありません。取締役と株主・投資家の皆様との価値共有を図り、中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブを設計することは、当社にとっても重要な検討課題であると認識しております。そのため、当社は現在、譲渡制限付株式報酬制度の導入検討を含む役員報酬制度全体の見直しを行う方針です。

もっとも、取締役報酬制度は、株式報酬の有無、対象者、希薄化率、業績条件の有無といった形式的な要素のみで判断されるべきものではなく、当社の経営戦略、事業特性、人材要件、既存報酬体系、各取締役の職責および報酬委員会における審議プロセスを踏まえ、報酬制度全体の中で整合的に設計されるべきものです。

当社は、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会を設置し、客観性と透明性を担保したプロセスを経て、各取締役の報酬額を決定しております。また、当社は、研究開発や新規事業育成への継続的な投資を通じて持続的な成長を図る事業構造を有しており、取締役には、短期的な市場評価や一時点の財務指標に過度に左右されることなく、中長期的な企業価値向上の観点から経営判断を行うことが求められます。

したがって、譲渡制限付株式報酬制度を含む役員報酬制度の在り方については、株主提案により一部の枠組みを先行して定めるのではなく、当社の事業特性、経営戦略、既存報酬体系および報酬委員会における審議を踏まえ、会社提案として、報酬制度全体の見直しの中で検討することが適切であると考えております。

なお、社外取締役に対する株式報酬の在り方についても、監督機能および独立性の確保、株主の皆様との価値共有、国内外の投資家動向、当社の取締役会に期待される役割等を踏まえ、慎重かつ柔軟に検討すべき論点です。当社としては、現時点で将来の制度設計の選択肢を狭めることなく、当社にとって最適な制度設計を検討してまいります。

以上の理由により、当社取締役会は、第6号議案に反対いたします。

3. 株主の皆様へのお願い

当社取締役会は、2026年5月13日付「株主提案に対する当社取締役会の意見について」においてお知らせしましたとおり、本定時株主総会に上程される株主提案の全てに反対しております。

株主の皆様におかれましては、本定時株主総会招集ご通知、2026年5月13日付「株主提案に対する当社取締役会の意見について」および本お知らせの内容をご確認いただき、当社取締役会の意見にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

当社取締役会は、株主の皆様に対し、当社提案である第1号議案「取締役14名選任の件」について賛成の議決権を行使していただくとともに、株主提案である第2号議案から第9号議案までの全ての議案について反対の議決権を行使していただきますよう、改めてお願い申し上げます。

以 上